

## 教 育 委 員 会 定 例 会

日 時：令和元年 11月 20 日（水）

午前 9時 28 分～午前 11時 20 分

場 所：教育委員会 会議室

出席者：教育長 高橋 正 教育委員 小松泰子、貴田太史、西山清和、山田貴子

事務局及び出席者 菅沼参事、川崎教育指導担当課長、富士川社会教育課長

大滝図書館長、池谷美術館長、鈴木学校教育課副課長

加藤社会教育課社会教育・青少年係長、川口課付

高橋社会教育課スポーツ振興係長、鈴木非常勤指導主事

高橋教育長 おはようございます。定例会に入ります前に、ご案内のとおり、10月19日から、新教育委員としてご就任されました山田貴子さん、今回、初めての定例会出席でございます。そんな関係で、委員の皆さんのご紹介を先にさせていただきたいと思います。まず、教育長職務代理の小松泰子さんです。そして委員の貴田太史さん、西山清和さんです。それから、職員の自己紹介をお願いします。

(職員自己紹介)

高橋教育長 それでは、山田委員から一言ご挨拶をお願いいたします。

山田委員 おはようございます。今日から、どうぞよろしくお願いいいたします。まだ何もわからず、どきどきしております。湯河原に生まれて、ポートスティーブンス市に行かせていただいたり、この町で育ってきたお陰で、今があると思っておりますので、この湯河原の子どもたちの未来のために、できることを一生懸命やっていきたいなと思っております。どうぞよろしくお願いいいたします。

高橋教育長 改めまして、おはようございます。お忙しい中ご参考集いただきまして、ありがとうございます。ただいまの出席者は5名です。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、これより令和元年湯河原町教育委員会11月定例会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。会議録署名委員は、会議規則第35条の規定により、小松委員、山田委

員の2名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、非公開とする案件につきまして、お諮りいたします。案件（1）議決事項  
議案第30号 令和元年度湯河原町教育支援委員会結果について、本件につきまして  
は、個人情報を含む内容でございます。（2）協議事項 協議第23号 令和元年12  
月補正予算（案）について、協議第24号 湯河原町駐車場条例の一部改正について、  
協議第25号 湯河原町民体育館条例の一部改正について、協議第27号 美術館カ  
フェイイベント企画書（案）について、この5件につきましては、未確定の部分もござい  
ますので、非公開としたいと思います。協議第26号 令和元年度美術資料の寄贈受け  
入れについて、これにつきましても、寄贈者の個人情報を含むものでございますので、  
非公開としたいと考えております。ご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、この6件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法  
律第14条第7項ただし書き及び会議規則第33条第1項の規定により、非公開とさ  
せていただきます。

#### 議事録の承認

（1）令和元年10月教育委員会定例会議事録の承認について

高橋教育長 次に、議事録の承認に入ります。（1）令和元年10月教育委員会定例会議事  
録の承認について、事務局から説明を求めます。

鈴木学校教育課副課長 10月教育委員会定例会議事録をご覧ください。

※ 訂正箇所 なし

高橋教育長 これは早藤前委員にも確認はしていただけましたでしょうか。

鈴木学校教育課副課長 確認しております。

高橋教育長 説明が終わりました。議事録につきまして、質疑等はございませんか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 ないようでしたら、令和元年10月教育委員会定例会議事録については、承認  
することにご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

高橋教育長 それでは、令和元年10月教育委員会定例会議事録については承認されまし  
た。

## 案 件

### (1) 議決事項

高橋教育長 次に、案件に入らせていただきます。(1)議決事項 議案第29号 湯河原町児童生徒就学援助費の支給時期について、事務局から提案理由の説明をお願いします。

川口課付 議案第29号をお願いします。

(資料に基づいて、議案第29号 湯河原町児童生徒就学援助費の支給時期について説明)

- ・支給対象者に可能な限り支給するため、新たに3月下旬に支給時期を設定するもの

高橋教育長 これをもって提案理由の説明を終わります。これは早藤前委員のご指摘を受けて、この部分を追加したものです。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

西山委員 対象となるご家庭のことをいろいろと考えると、やはり2回に分けて、ぎりぎりでも支給してもらえるということですので、ぜひ、この形でお願いしたいなと思います。

高橋教育長 他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 質疑がないようですから、質疑を終了いたします。これより、議案第29号についてお諮りいたします。議案第29号については、決することにご異議ございませんか。

委員 全員賛成

高橋教育長 本案は原案のとおり可決されました。

### (2) 協議事項

協議第22号 「人権」に関する川柳の最終選考について

高橋教育長 次に、(2)協議事項に入らせていただきます。協議第22号 「人権」に関する川柳の最終選考について、事務局から説明をお願いします。

鈴木非常勤指導主事 協議第22号をお願いします。

(資料に基づいて、協議第22号 「人権」に関する川柳の最終選考について 説明)

- ・最優秀賞1点、優秀賞2点、努力賞1点

高橋教育長 説明が終わりました。この内容でいきますと、14番が最優秀、優秀の1点目は21番です。あとは7ポイントで同順位で、その中から優秀賞と努力賞を選出するということです。いかがでしょうか。皆さんからも投票していただいた内容だと思います

が、1番、2番、11番、22番、24番、25番、この中から2点を選ぶということですございます。まず、優秀の1点を決めたいと思います。小松委員はどれがよろしいですか。

小松委員 私は22番です。

高橋教育長 貴田委員はいかがですか。

貴田委員 私は25番です。

高橋教育長 西山委員はいかがですか。

西山委員 24番です。

高橋教育長 山田委員はいかがですか。

山田委員 私は22番です。

高橋教育長 それでは、22番がお二人ですので、優秀賞は22番ということです。努力賞についてですが、この中から選ぶ方がいいですね。それでは、努力賞については。

小松委員 私は11番です。

貴田委員 私は1番です。

西山委員 7票の作品でなくてもいいんですよね。私は6番です。

山田委員 7票のものでなくてもいいんですか。

高橋教育長 どうなんですかね。やはり得点している作品でお願いします。

西山委員 それでは、2番にします。

山田委員 私は25番です。

高橋教育長 皆さんバラバラですので、最後に私が決めるようになります。

山田委員 小学校と中学校の選出される数のバランスという意味で、小学校に最優秀賞の作品があれば、今度は中学校の方でということですか。

高橋教育長 特にそういうバランスはないです。小学校に入らなかった場合には、努力賞は小学生から選出するということです。ここではそうではなく、割れましたので、私から1番を選出したいと思います。いまの決定の仕方でご異議ございませんか。

委員 全員異議なし

鈴木非常勤指導主事 それでは、最優秀賞は14番、優秀賞は21番・22番、努力賞が1番ということになります。

高橋教育長 中学校から2人、小学校から2人ということですね。このように決定させていただきます。

### (3) 報告事項

#### ① 「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」について

高橋教育長 次に、(3) 報告事項に入らせていただきます。① 「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」について、事務局から報告をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料1をお願いします。

(資料に基づいて、① 「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」について 報告)

- ・目的、これまでの取り組み、目標、支援 等

高橋教育長 本件については、新聞でも取り上げられていたと思います。11月13日に教育長会議がございまして、県の教育長がお見えになって、ご説明を受けました。内容的には、いま担当が話したものでございます。特に市町村の教育委員会に求められている部分を、今後取り組んでいかなければいけないということでございます。その中で、長期休業期間中に5日を目標として、学校閉庁日を設定するという項目もございます。下郡3町は実施しておりませんでしたので、来年は実施に向けて、検討していかなければいけないかなと思っております。

ただ、これには少し課題もありまして、年次休暇や夏季休暇、本来なら個人的に割り当てられるものですが、それを一括して同じ日に休むということで、休暇の取り方としては、少し異例です。その辺がネックになっておりましたので、下郡3町ではなかなか実施できませんでした。国、または県のこういう指針も出てまいりましたので、学校の意向を聞いて、実施を検討していくかと考えております。それには保護者への説明、電話の対応をどうするのかとか、その辺の課題もございますので、検討していきたいと思っております。

いずれにしても、県の教育長がおっしゃるには、客観的な先生の勤務状態を学校が把握しなければいけない。それがまず第一だということです。湯河原町におきましては、昨年、タイムカードではないんですが、勤務時間がわかるようなシステムを導入しております。そこでどういう状況か実態を把握して、それに対して、課題の整理をし、対応していく等をいま考えているところでございます。

また、部活動の指針につきましても、これとほぼ同様の形で皆さんにご検討いただきまして、決定いたしました。学校においては、これに沿った形で遵守しているということでございます。私から補足をさせていただきました。

あと一点は、国の方で変形労働時間制といいますか、これを教職員にも認めていこうというような法案が出ています。それによると、夏休み期間に休みをとって、平時に残

業するというようなことですが、そういった形がとられる方向に進んでおります。県または市町村の教育委員会でも、それについて検討していかなければいけないと思っております。何か質疑はございますか。

小松委員 ある一定以上の人数のいる事業所は、ストレスチェックをしなければならないと思います。学校の先生方は、そういうものは受けていらっしゃるんですか。

高橋教育長 これは服務の関係ですので、町が行わなければなりません。学校は1単位で50人いないんですけれども、公的機関ですので、町も予算化して実施しております。ストレスチェックについては、法律ができたときから、実施しております。教職員が疲弊してしまっては、子どもに対して影響が出てしまいますから、何とか考えていかなければいけない部分です。他に質疑はございますか。

西山委員 教員の働き方改革ということで、いろいろな方策が検討されてはいるんですが、実際に教育現場の方からは、休みをこうしてくれと言えるような感じではないんです。その中で現場の多くの先生方は、「このくらいは仕方ない、今までやってきたから」という感じで積もってきてしまっている部分があると思います。そろそろ教育現場にも、学校側からでは申し出しにくいことについては、教育委員会の方が中心になって、「この日は学校を閉めなさい」というような案を示してあげる。そして、学校側ではやってみようかというような、第一歩を踏み出せるような働きかけを、ぜひやっていかなければいけないと思っております。

もちろん、夏休みにまとめて休むという賛否はあるかと思いますが、それも1つの方策であり、それがすべてではありませんが、そういうことを1つずつ取り入れながら、教員のオーバーワーク的な部分を、少しでも和らげていける、そんなことにつながるかなということで、ともかく1つずつやってみようというスタンスで、私たちは学校現場に働きかけていきたいと思っています。

高橋教育長 来年から実施されます新学習指導要領、小学校が開始されますが、その中の一番のコンセプトの中に、「社会に開かれた教育課程」というものが出ています。地域との連携がすごく大事になってきて、何でも学校ということではなくて、ご協力をいただく。それにはコミュニティスクールや地域学校協働活動、そういう形も取り入れていかなければいけないと思います。

川崎教育指導担当課長 私が午後7時ごろ学校に立ち寄っても、かなりの先生が残って、まだ帰れるような雰囲気ではなく、仕事をしていらっしゃいます。いま、いろいろ言われていますが、そのようにできない状況にあるのかなと感じます。先生方は余裕のな

い状況でやつらいらっしゃいますので、張り詰めっぱなしのままでは、先生方の健康面からもよくない状況だと思います。教育長もおっしゃったように、子どもたちの前で元気な先生方でいるとか、私生活も充実しているという大人の姿を見せるこども大事だと思います。少しづつ改善をしていく必要はあると思います。

高橋教育長 この問題はずっと言われてきたことです。やつとここで、大きく取り上げられるようになりましたが、実際に難しいのは、どうやって改善したらいいかということです。本当に実行性があるのかなということもありますし、とは言え、何かできることからやっていかなければいけないという状況です。

小松委員 学校現場の働き方改革ですが、先進県とか先進校というのはあるんですか。

高橋教育長 こういう方法で仕事を減らしたというのはありますね。アドバイザーを派遣しているところもありますので、そういうところを参考にしていかなければいけないかなと思っています。

山田委員 長野県では、そういった活動が盛んです。公立で目指していましたが、今回は認可が難しかったのですが、来年4月から開校される、私立の幼・小・中の学校があります。その学校では、午後3時に子どもたちを帰して、そこから先生たちの時間を使うということがあります。中学校に関しても、部活動はなくて、地域のスポーツクラブと連携して、部活動をしています。お昼の時間帯についても、小学校の先生は教室で食べると思いますが、そうではなくて、これはアメリカでは主流な形なんですが、地域の方たちがランチエイドということで、教室で一緒に食べて見守ります。その間先生たちは、職員室で先生同士で、食べながら午前中のできごとを話します。そうすることでリラックスもできて、午後の授業で子どもたちにとっても良い影響があり、地域の方も入れるという取り組みが、長野県では始まっています。

高橋教育長 そういうことを紹介いただければ、学校にもそういうお話を。国が言っている、「部活はスポーツクラブに」ということですが、現実的にできるのかなと思いますので、実際にやっているところがあるなら、すごく参考になると思います。

ただ、地域にそれだけの地盤が必要ですよね。今後、これからもずっと続く内容ですので、その都度案があれば、ご提示いただければと思います。他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

- ② 「公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要」について

高橋教育長 次に、② 「公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要」について、事務局から報告をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料2をお願いします。

(資料に基づいて、② 「公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の概要」について 報告)

- ・一年単位の変形労働時間制の適用、業務量の適切な管理等に関する指針の策定

高橋教育長 報告が終わりました。これはいま審議中の内容ですので、動きがありましたら、またご報告させていただきます。

### ③ 地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況について

高橋教育長 次に、③ 地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況について、事務局から報告をお願いします。

鈴木学校教育課副課長 資料3をお願いします。

(資料に基づいて、③ 地域と学校の連携・協働体制の実施・導入状況について 報告)

- ・主な調査項目：コミュニティスクールの導入状況、地域学校協働本部の整備状況、地域学校協働活動推進員等の配置状況

高橋教育長 報告が終わりました。コミュニティスクールというのは、以前からある内容ですね。現在は評議員制度をとっておりますので、それをこういう形でステップアップしていくかなければと思っております。地域学校協働活動との両輪になっておりますので、こちらは社会教育法の改正に伴ってできたものでして、社会教育の側面が強い内容になっております。平成29年に法改正があって、湯河原小学校がモデルとして文科省の表彰を受けたんですが、それを少しこの活動につなげていくようなことを、今後やっていく必要があると思っております。地域の方々が学校を支えていただけるような制度というのが、本来のいまの新学習指導要領の求めるものだと、なかなか簡単にはいかないかも知れませんが、こういう将来像を目的として、取り組んでいかなければいけないと思っております。何か質疑はございますか。

小松委員 学校にスクールボランティアとかコーディネーターがおりますけど、その方は地域学校協働活動推進員になるんですか。

高橋教育長 それにはなっておりません。ですから、そういう人材を育てていくといいますか、法律が言っているような形にしていかなければいけないと思っております。

小松委員 この方には報酬は発生するんですか。

高橋教育長 発生します。機構的なこともしっかりしたものでないといけないと思っております。貴田委員は地域に密着されていますが、学校運営協議会の立ち上げに、何かありますか。

貴田委員 評議員を何年かやらせていただきました。我々地域側の人間からすると、ありがたいと言いますが、とてもいい制度に感じます。学校の先生方の意向もお聞きして、現場に沿ったものであるかということが重要じゃないかと考えております。これを立ち上げていくには、学校の先生方との連携を密にとっていきたいと考えております。

高橋教育長 学校が主体になってやりますから、地域と協働しながらということです。いろいろご意見をいただく機会が出てくるかと思います。こういう制度が徐々に増えていまして、開成町では整備されているようです。

いずれにしても、地域の方の参加をいただかないと成り立たないです。

小松委員 先ほどのランチエイドというのは、とっかかりとしては、入っていきやすいような印象がありますね。

高橋教育長 そういうところから、こういうことにご協力をいただける方を探すと言いますか、地域に支えられる学校に、より明確になっていくようにということですね。他に質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

#### ④ 富士屋旅館旧三号館の国登録有形文化財（建造物）の登録について

高橋教育長 次に、④ 富士屋旅館旧三号館の国登録有形文化財（建造物）の登録について、事務局から報告をお願いします。

加藤社会教育課社会教育・青少年係長 資料4をお願いします。

（資料に基づいて、④ 富士屋旅館旧三号館の国登録有形文化財（建造物）の登録について 報告）

- ・特徴等：入母屋造、千鳥破風、刎高欄付の縁
- ・登録有形文化財登録基準2号該当

高橋教育長 入母屋造というのはどういうものですか。

加藤社会教育課社会教育・青少年係長 屋根の形式の1つで、寄棟造の上に切妻造を乗せた形で、切妻造の四方に庇（ひさし）が付いてできたものです。富士屋旅館は、そこにまた入母屋造が張り出しています。千鳥破風というのは、この写真には写っておりませんが、屋根の斜面に設けた三角形が付いておりまして、換気口になっているものです。刎

高欄は、端部に擬宝珠のある親柱を用いず、架木（ほこぎ）の先端を突き出して反り上げ（刎ね上げ）、平行も突き出したものです。

高橋教育長 当時の状況を表した建物ですね。

小松委員 勉強になりました。

高橋教育長 部屋も関係あるんですか。

加藤社会教育課社会教育・青少年係長 特徴等で言われているのは、すべて外観です。中はほぼリニューアルして、この状態になっているものです。

高橋教育長 何か質疑はございますか。

西山委員 これだけ取り上げられたということで、建物をぜひ見てみたいという観光客もあると思いますね。そういった受け入れ的なものについてはどうなんですか。

加藤社会教育課社会教育・青少年係長 所有者とご相談しなければいけないです。担当者レベルではありますが、「地域の文化と歴史探訪」という文化財を巡るようなツアーもやっておりまして、今年などは富士屋旅館さんを見るような内容にできれば、タイムリーかなと思っておりますが、全く調整はしておりませんので、今後検討していきたいと思います。

高橋教育長 文化財巡りのようなツアーをやっていたことがあります。他に質疑はござりますか。

委員 質問、意見等なし

##### ⑤ 自然科学教室「親子天体観察会」について

高橋教育長 次に、⑤ 自然科学教室「親子天体観察会」について、事務局から報告をお願いします。

加藤社会教育課社会教育・青少年係長 資料5をお願いします。

(資料に基づいて、⑤ 自然科学教室「親子天体観察会」について 報告)

・今日は1日の日程で参加費無料、親子14組（昨年度の倍以上）

高橋教育長 報告が終わりました。16人が定員ですか。

加藤社会教育課社会教育・青少年係長 14組28人という募集をしました。

高橋教育長 望遠鏡の数も必要ですね。

加藤社会教育課社会教育・青少年係長 望遠鏡は、講師の先生が持ってきてくださいた5台と、昨年度の参加者がつくった手作り望遠鏡やご自分でお持ちの望遠鏡を持参されたりしていました。1組に1台まではいかなかつたんですが、交代しながら見ていただきました。

高橋教育長 今年は参加者も増えてよかったです。何か質疑等はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑥ 令和2年度学童保育所入所希望アンケートについて

高橋教育長 次に、⑥ 令和2年度学童保育所入所希望アンケートについて、事務局から報告をお願いします。

加藤社会教育課社会教育・青少年係長 資料6をお願いします。

(資料に基づいて、⑥ 令和2年度学童保育所入所希望アンケートについて 報告)

- ・3小学校合計206人(定員250人)

高橋教育長 報告が終わりました。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑦ 令和元年度湯河原町立図書館展示会「温泉と湯河原」について

高橋教育長 次に、⑦ 令和元年度湯河原町立図書館展示会「温泉と湯河原」について、事務局から報告をお願いします。

大滝図書館長 資料7をお願いします。

(資料に基づいて、⑦ 令和元年度湯河原町立図書館展示会「温泉と湯河原」について 報告)

- ・入場者数 合計363人、県立図書館・図書ボランティアの協力

高橋教育長 報告が終わりました。早藤前委員から、足湯をやつたらどうかというご意見がありました。これは間に合わなかつたですね。何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

⑧ 美術館カフェイベント実績報告(10月分)について

高橋教育長 次に、⑧ 美術館カフェイベント実績報告(10月分)について、事務局から報告をお願いします。

池谷美術館長 資料8をお願いします。

(資料に基づいて、⑧ 美術館カフェイベント実績報告(10月分)について 報告)

- ・10月はシャンソン歌手の若林圭子氏によるコンサート開催

高橋教育長 報告が終わりました。お客様が21人というのは、あの部屋ではどうなんでしょうか。

池谷美術館長 結構いっぱいになるような感じです。かなり盛況な感じでした。

高橋教育長 何か質疑はございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、本日の秘密会を除く案件は、すべて終了いたしました。

※ ここから秘密会

※ 秘密会終了

(4) その他

高橋教育長 (4) その他に入ります。委員の皆さん、何かございますか。

委員 質問、意見等なし

高橋教育長 それでは、次回開催日程についてでございます。12月定例会ですが、12月  
12日は山田委員は大丈夫ですか。まだ変更は大丈夫ですよ。

山田委員 皆さんが12日ということですから、12日で結構です。

高橋教育長 他の委員の皆さんにご了解いただければ、変更も大丈夫ですよ。

山田委員 翌週ならいつでも結構です。19日か20日ではいかがでしょうか。

高橋教育長 委員のさんはいかがですか。

委員 了承

高橋教育長 事務局はどうですか。

事務局側 了承

高橋教育長 それでは、19日と20日のどちらがいいですか。

鈴木学校教育課副課長 19日は学校訪問がありますね。

高橋教育長 それでは、12月20日の午前9時半といたします。次の1月定例会ですが、

1月17日は山田委員はよろしいですか。

山田委員 大丈夫です。

高橋教育長 それでは、1月17日(金)午前9時30分でお願いします。それでは、以上  
をもちまして、11月定例会を終了させていただきます。